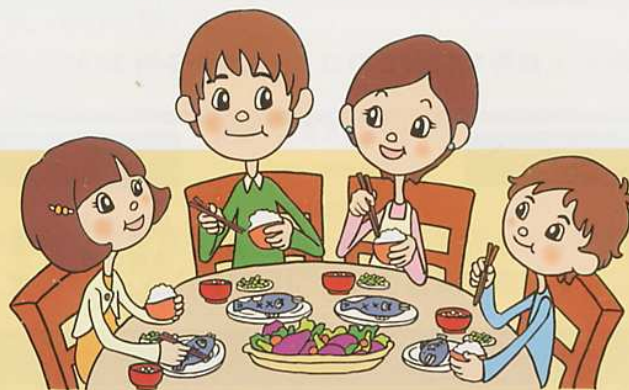


高知県食の安全・安心推進計画

概要版



平成 19 年 3 月
高 知 県

【趣 旨】

食は、生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を保護するうえで最も重要です。

しかし、食品の偽装表示や農薬の不適正使用など食品の安全性や信頼性を揺るがす事件や事故が相次ぎ、消費者の食に対する不安や不信感が高まっています。

本県は、温暖で多雨多照の恵まれた気候を活用して園芸農業が盛んで、近年では、環境への負担を軽減する農業を積極的に推進するなど、安全・安心な食品の供給地としての役割を果たしています。

このような状況のなか、県では、県民の健康を守るとともに、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給の拡大をめざして、平成17年10月、「高知県食の安全・安心推進条例」が制定され、同年11月から施行になりました。

この条例の趣旨に基づき、「高知県食の安全・安心推進計画」を策定しました。

この計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

【基本的な考え方】 食の安全・安心を確保するため、3つの基本的な視点で考えます。

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- 2 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- 3 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

食の安全・安心とは…

【安全】 …食品に潜むリスクに対して、科学的な根拠に基づいた対策を実施し、健康を害する可能性が少なくなっている状態

【安心】 …安全確保に向けた取組に対して、食に関わるすべての人たちが情報や意見を交換し、不安や疑問が解消されて理解し合うことによって、信頼関係が作られている状況

この推進計画に沿った取組を県民一人一人が実践し、連携・協働して推進していきましょう。



～高知の食をみんなで守ろう 関係者の責務と役割～

● 行政の責務

行政は、食品の生産から消費までの一貫した食の安全・安心対策を総合的かつ計画的に推進します。

- ◆ 生産から販売に至るまでの食品関連事業者の指導・支援
- ◆ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◆ 製造者などの自主的な食品衛生管理の支援
- ◆ 適正な表示の監視・指導
- ◆ 県産食品の認証制度の推進
- ◆ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◆ 食育、地産地消の推進
- ◆ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◆ 消費者、食品関連事業者との情報・意見交換(リスクコミュニケーション)の推進
- ◆ 危機管理体制の整備
- ◆ 調査研究の推進



● 食品関連事業者(生産者・事業者)の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者の視点に立ち、自主的に食の安全・安心の確保に取り組み、消費者に信頼される安全で安心な食品を生産・供給します。

- ◆ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◆ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◆ 安全な原材料の使用
- ◆ 適正な表示の実施
- ◆ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◆ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◆ 食品の自主検査の実施
- ◆ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◆ 食の安全についての学習の実施
- ◆ 消費者、行政との情報・意見交換(リスクコミュニケーション)の推進



● 消費者の役割

消費者は、自らが納得して食品を選択できるよう、食品についての正しい知識を学び理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保について意見を表明するように努めます。

- ◆ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◆ 食品表示や安全情報の活用
- ◆ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◆ 地産地消や食育の推進
- ◆ 食品関連事業者、行政との情報・意見交換(リスクコミュニケーション)への参加



～食の安全・安心を確保するための主要な取組～

食の安全・安心に関する法令を遵守し、徹底した取組を実施します。

- ◆食品の生産から製造、販売に至るまでの法に基づく徹底した監視指導の実施
- ◆食品の生産・出荷、流通の各段階における食品の安全検査の充実強化
- ◆食の安全に関する危機について、関係機関と連携した総力をあげた対応



監視指導



食品の安全検査

安全で安心な高知の農林水産物の生産・供給を促進します。

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給の促進



- ◆全国に先駆けた防が灯や天敵利用による化学農薬の低減への取組
- ◆水産物産地市場の衛生管理の向上



すくも湾中央市場(高度衛生管理型市場)

食品関連事業者による食品の自主衛生管理を推進します。

- ◆食品製造施設では、取り扱う食材、施設の状況、従事者の衛生知識など様々な違いがあるため、それぞれの施設に応じた自主衛生管理の推進



自主衛生管理・記録の保管

情報や意見の交換、相互理解と協働を推進します。

- ◆迅速でわかりやすい情報の提供
- ◆意見交換会を開催し、相互理解を深めるとともに協働した取組の推進



意見交換会の開催

～生産から消費までとぎれない安全・安心対策の強化～

1 食の安全・安心確保のための基盤づくり

●危機管理体制を整備します

- ◆食品事故の未然防止を図るとともに、危機に備えた各種マニュアルに基づく発生時の迅速な対応
- ◆健康被害の拡大や風評被害を避けるための正確で迅速な情報の提供
- ◆地方公共団体及び関係機関等との緊急連絡網の整備などによる連携強化

●調査研究を推進します

- ◆食中毒に起因する微生物などの調査研究による食品の安全性の確保
- ◆化学合成農薬に頼らない病害虫防除などによる農産物の安全性の向上
- ◆貝毒の原因となるプランクトンの発生状況の調査などによる貝毒が原因で起こる食中毒の発生の防止



調査研究



マダイの養殖

2 食の安全・安心対策の推進

●生産から販売に至る監視、指導及び検査体制を整備します

【生産供給段階】

- ◆農薬、飼料添加物、動物用医薬品などの適正使用の徹底
- ◆生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◆病害虫防除技術の導入や環境にやさしい農業生産の推進
- ◆水産物産地市場の衛生管理の向上



牛の耳標装着(トレーサビリティ)

【製造・加工・販売段階】

- ◆飲食店等の食品営業施設や給食施設への立入による食中毒を防ぐための衛生指導
- ◆食品業者によるHACCP手法を取り入れた自主的な衛生管理の推進
- ◆食中毒の発生を防ぐための食品衛生に関する講習会の開催や衛生意識の普及啓発



立入による衛生指導

【検査】

- ◆生産者や事業者による残留する農薬等や規格基準などの自主検査による安全確認
- ◆県内で出荷・流通する食品(輸入食品を含む)に残留する農薬・動物用医薬品や食品の規格基準などの検査の実施
- ◆24ヶ月歳以上の県内死亡牛及びと畜場に搬入される牛に対して定めるBSE検査の実施
- ◆貝毒(主にアサリ)の検査を実施し、貝毒発生時には採捕自粛などの迅速な情報提供



安全対策検査

※トレーサビリティ…食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかの履歴を消費者などがさかのぼって把握できる仕組み

※HACCP手法…原材料の受入れから製品になるまでの各工程の危害を分析し、重要な工程を重点的に監視・記録し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法

●適正な表示を確保します

- ◆食品表示に関する部局が連携した効果的な巡回指導や講習会などの実施
- ◆食品表示ウォッチャーの育成と活用による表示適正化の推進
- ◆関係法令が多岐にわたる食品表示制度について、事業者や消費者への知識の普及啓発

●認証制度を推進します

安全・安心な農産物を提供するため、特別栽培農産物ガイドラインなどの表示や環境にやさしい生産方式などに取り組む認証制度の推進



県の特徴ある食材を用いて生産した食品を認証する高知県Eマーク商品認証制度の推進と地域食材を活用した加工食品の情報提供



HACCPの考え方を取り入れた県独自の衛生管理基準に適合する食品関連施設の認証制度の推進



●県民等からの食品に関する相談等に対して立入調査など適切な対応を行います

3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援

●食育を推進します

- ◆「高知県食育推進計画」による食育の総合的で計画的な推進
- ◆家庭、学校、保育所、地域、職場などが連携した食育の推進
- ◆食生活改善推進員や食育推進員などと連携した日本型食生活の実践や地産地消の推進
- ◆こうちの農林水産業と食文化を大切にした食育の推進



料理体験

●県産農林水産物の生産から販売に至る支援を行います

- ◆環境保全型農業に取り組む園芸高知をPRし、県産品のイメージアップと販売拡大
- ◆農林水産物の直販所活動の支援
- ◆水産物の鮮度を保持する技術の普及と支援



農業体験学習

4 安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進

●情報や意見を交換し、相互理解と協働を推進します

- ◆広報紙、インターネット、マスメディアなどを活用した食の安全・安心に関する情報の迅速かつ正確でわかりやすい提供
- ◆県民が食の安全・安心について相互理解と認識を深め、情報や意見を交換できる場の充実
- ◆生産現場や工場の見学、生産体験などによる相互交流の促進
- ◆関係機関や団体との連携強化と協働した取組の推進



講習会や意見交換会の開催

～そう菜が食卓に届くまで～

例 県内で生産されたナスが、そう菜の“煮物”になって消費されるまでの安全・安心への取組



取組の推進目標

(抜粋)

	取組	現状値(17年度)	目標値(23年度)
生産段階における安全・安心の確保	生産履歴の記帳率(農協生産部に属する野菜農家)	78%	100%
	県版農業環境規範の実施率(農協生産部に属する野菜農家)	0%	100%
	県版食品安全GAPに取り組む農協数 ※1	0	16
	天敵の導入農家率	ナス類26%、ミョウガ75% ピーマン・シシトウ類57%	ナス類65%、ミョウガ90% ピーマン・シシトウ類80%
	畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100%	100%
	牛の飼養農家に対する耳標装着(トレーサビリティ)の指導率	100%	100%
	水産物産地市場の衛生管理体制の構築	すくも湾中央市場 の先駆的な取組	市場関係者の衛生 管理意識の向上
製造・加工・販売段階における安全・安心の確保	食品衛生監視指導計画による監視指導の達成率	100%	100%
	食品衛生指導員による巡回指導数	46,038件	47,000件
	食品営業者対象の食品衛生講習会の開催	228回	250回
	消費者対象の食品衛生講習会の開催	49回	80回
食品等の検査及び検査体制の充実	生産・出荷段階の農産物の残留農薬検査数	県200検体 農協2,000検体	県200検体 農協2,000検体
	食品衛生監視指導計画による食品検査率	100%	100%
	と畜場に搬入される牛に定めるBSE検査率	100%	100%
適正な表示の確保	関係機関による合同の食品表示監視指導	2回	10回
	関係機関による合同の食品表示研修会	2回	6回
	食品表示ウォッチャーの数	20名	20名
認証制度の推進	エコシステム栽培に取り組む農家数 ※2	1,061戸 (H17.8~18.3)	1,574戸 (20年度)
	食品衛生管理認証制度の認証施設数	3施設	8施設
食育の推進	農林漁業体験学習の取組が行われる市町村の割合	80%(18年度)	95%
	学校給食における地場産物の活用(食品ベース)	29.2%	40%以上
	高知県食育推進員の登録者数	3,795人	4,500人
農林水産物の生産から販売に至る支援	安全で安心な県産園芸品のPR	メディアを活用したPR、販促活動、消費地との交流など	
	県内の農林水産物直販所の開設数	135店舗	店舗数の増加
相互理解と協働の推進	意見交換会(リスクコミュニケーション)の開催	2回	6回

※1食品安全GAP…農産物の食品としての安全性を確保するため、農業者等の生産・出荷段階における取組を定めたもの
 ※2エコシステム栽培審査登録は高知県園芸連が実施しています。

食の一般相談窓口

(平成18年度)

安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3190
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-2588
須崎福祉保健所	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1999
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	0880-34-5119
高知市保健所	高知市丸ノ内2-4-1	088-822-0588
消費生活センター	高知市旭町3-115	088-824-0999
食品・衛生課	高知市丸ノ内1-2-20 県庁	088-823-9672

発行者/高知県 事務局/健康福祉部食品・衛生課 〒780-8570高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9672 FAX 088-823-9264 E-mail 131901@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.kochi.jp/~syokuhin/>